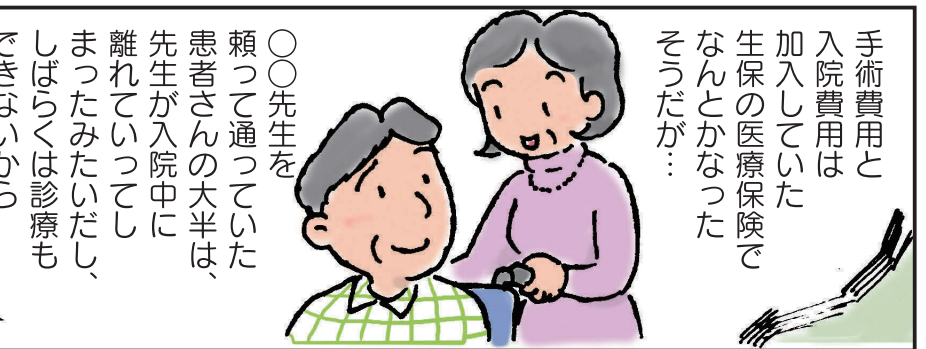
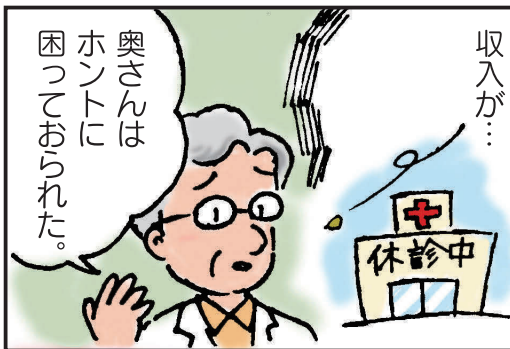
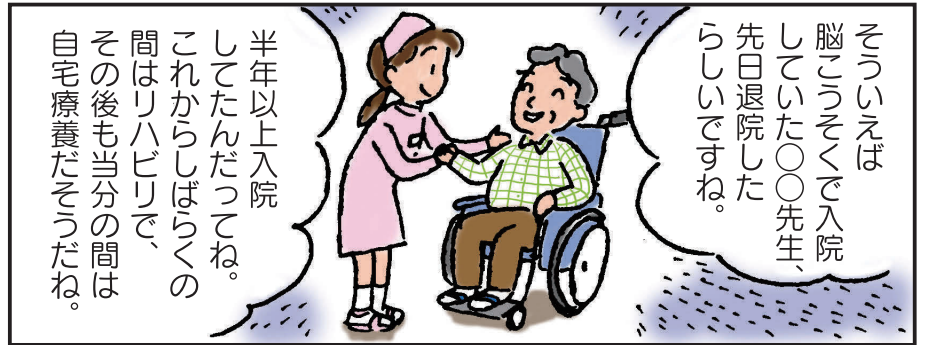


医師として仕事ができなくなってしまった・・・

その後のこと

考えたことありますか？



..... 答えは裏面に!!

- 先生に万一のことがあった場合 ……▶ 生命保険に入っているから残された家族は守れる!
- 入院することになった場合 ……▶ 医療保険に入っているから、入院費用と手術費用は大丈夫!
- 退院はしたけれど、しばらくはリハビリと自宅療養が必要で診療に復帰できない場合
- 気分障害(うつ病など)により、長期にわたり診療できない場合

病院・診療所の家賃、維持費は?
マイホームのローンは?
家族の生活費や子供の教育費は?

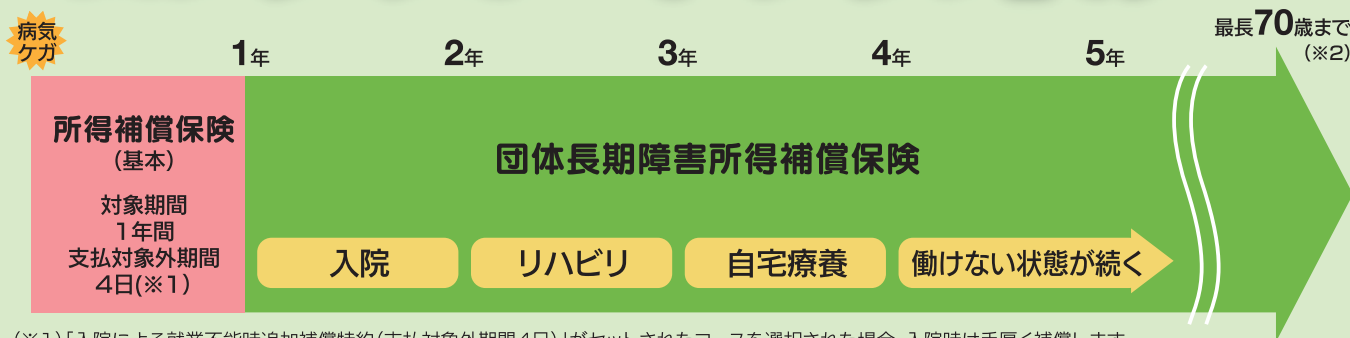
そんなとき

1年を超える長期離脱による収入減から医療経営と家族の生活を守れるのは…

所得補償保険(基本) と 団体長期障害所得補償保険 がセットになった

「ロングサポートプラン」です!

団体割引
30%



(※1)「入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間4日)」がセットされたコースを選択された場合、入院時は手厚く補償します。
(※2)ご契約時の年齢が65~69歳の対象期間は、3年となります。

団体長期障害所得補償保険

病気やケガで、継続して1年を超える長期にわたり療養が必要になった場合に、最長70歳までの間、所得の喪失をカバーする保険です。

特徴

- 所得補償保険(基本)と同様、入院だけでなく、医師の指示による自宅療養の場合も補償の対象となります。
- 病気・ケガにより、長い期間にわたる療養が必要になっても大丈夫です。病気・ケガで就業障害となり業務に従事できなくなったとき、「満70歳まで」の月々の所得の減少分を補償します。(※支払対象外期間中は保険金支払いの対象にはなりません。)
- 補償開始後に診療に復帰した場合でも、就業不能発生前の収入の80%以上に回復するまで、所得の喪失割合に応じて保険金をお支払いします。
- インフレにより保険金受取額が目減りしないように、物価上昇に合わせて保険金額の支払額を遡増させてお支払いします。
- 所得補償保険(基本)の上乗せとして団体長期障害所得補償保険にもご加入いただくのがおすすめですが、当該保険のみご加入いただくことも可能です。
- 精神障害による就業不能も一部補償します。最長2年間の補償となります。(薬物依存、アルコール依存等は対象とはなりません。)

(単位:円)

▶ 保険料例

月額補償額	男性			女性			
	10万円	30万円	50万円	10万円	30万円	50万円	
団体長期障害所得補償保険 月額保険料 保険期間1年 対象期間70歳まで 支払対象外期間369日 精神障害補償特約セット	30歳	1,011円	3,033円	5,055円	1,085円	3,255円	5,425円
40歳	1,891円	5,673円	9,455円	2,599円	7,797円	12,995円	
50歳	4,366円	13,098円	21,830円	5,484円	16,452円	27,420円	

(注)上記保険料例には所得補償保険部分は含まれておりません。ロングサポートプランの補償を希望される場合は下記までお問い合わせください。

このチラシは所得補償保険および団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては下記連絡先までお問い合わせください。

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社
鹿児島支店 法人支社

〒890-0053 鹿児島市中央町11番地鹿児島中央ターミナルビル6F
TEL:099-812-7504 FAX:099-251-1025
受付時間:平日の午前9時から午後5時まで

〈取扱代理店〉

鹿児島県医師協同組合

〒890-0053 鹿児島市中央町8-1 鹿児島県医師会館1階
TEL:099-254-8126
受付時間:平日の午前9時から午後6時まで